

社会的養護における措置変更の実際(1)

—措置変更による退所児童を対象にした全国実態調査より得られた知見—

○ 野口ホーム 野口 啓示 (02736)

石田賀奈子 (神戸学院大学・06061)、伊藤嘉余子 (大阪府立大学・03930)

[キーワード] 社会的養護、措置変更、実態調査

1. 研究目的

本研究の目的は、社会的養護を担う児童福祉施設における措置変更として他施設等へと退所したケースについて、措置変更の実際を明らかにすることから、措置変更における円滑な支援プロセスを確保するために必要な事項について提言することである。社会的養護において、措置変更は珍しいものではない。ただ、措置変更は子どもの生活を変えるということであり、子どもの人生に大きな影響を与える。子どもにとって、措置変更は重大な出来事であり、大きな不安や葛藤を伴う事態である。しかし、これまで、措置変更に焦点をあてて行われた調査は多くない。

そこで、本研究では、その実態を明らかにすべく全国の社会的養護を担う施設に対し郵送法によるアンケート調査を実施した。

2. 研究の視点および方法

1) 調査対象

全国にある乳児院 133 か所、児童養護施設 (以下養護) 600 か所、児童自立支援施設 (以下自立) 58 か所、情緒障害児短期治療施設 (以下情短) 43 か所、母子生活支援施設 (以下母子) 198 か所の合計 1,032 施設に、措置変更の実態を尋ねるアンケート用紙を配布した。

アンケート用紙は 2015 年 12 月 24 日に郵送した。なお、調査対象は 2014 年度に措置変更となった全ケースとした。2015 年 12 月 24 日から 2016 年 2 月 10 日までに返送いただいた分を分析対象とした。

2) アンケート用紙

社会的養護施設間の措置変更の実態が明らかになるよう「措置変更ケースにおける支援内容や配慮事項に関するアンケート調査」施設全体用、退所児童用、入所児童用の 3 種類を作成し、配布した。退所児童用と入所児童用は個別ケースについて 1 ケースごとにその特徴を尋ねるものである。今回の発表では、退所児童用の結果を報告する。

3. 倫理的配慮

収集したデータについては統計的に処理を行い、結果の公表に際して施設や個人が特定されることのないように十分配慮した。なお、本調査については、大阪府立大学大学院人間社会学研究科の倫理審査委員会の承認を得ている。

4. 研究結果

1) 回収率

568 施設から回答を得た。回収率は 55.1%であった。また、「措置変更ケースにおける支援内容や配慮事項に関するアンケート調査」退所児童用のアンケート用紙は、乳児院 606、養護 300、自立 114、情短 79、母子 68、無回答 14 から合計 1,181 件回収した。

2) 児童の措置変更先

乳児院から養護への措置変更が最も多かった。里親への措置変も多く見られた。養護からの措置変更では、自立への措置変更が数として一番多かった。

3) 入所理由

社会的養護に入った入所理由は乳児院では「母の精神疾患」が多く、養護では、これに加え「虐待関連」の理由が高くなった。自立・情短になると、「監護困難」が多くなった。母子では、「母の精神疾患」と「父方の虐待や酷使」が多くなった。

	児童養護施設	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	母子生活支援施設	ファミリーホーム	その他
乳児院 (n = 587)	387 (65.9%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	152 (25.9%)	1 (0.2%)	11 (1.9%)	34 (5.8%)
児童養護施設 (n = 290)	57 (19.7%)	64 (22.1%)	38 (13.1%)	51 (17.6%)	4 (1.4%)	25 (8.6%)	51 (17.6%)
児童自立支援施設 (n = 109)	61 (56.0%)	10 (9.2%)	3 (2.8%)	16 (14.7%)		6 (5.5%)	13 (11.9%)
情緒障害児短期治療施設 (n = 79)	46 (58.2%)	6 (7.6%)	9 (11.4%)	4 (5.1%)		3 (3.8%)	11 (13.9%)
母子生活支援施設 (n = 67)	20 (29.9%)	1 (1.5%)	1 (1.5%)	2 (3.0%)	32 (47.8%)	1 (1.5%)	10 (14.9%)

4) 障害

乳児院や養護ではさまざまな障害を持つ児童がいることが示された。すべての施設にも当てはまったのだが、「知的障害」「ADHD」「広汎性発達障害」を持つ児童が多く、自立では、「ADHD」の率が高く、情短では「広汎性発達障害」の率が高かった。施設の役割の違いが反映された。母子でも「ADHD」の児童が多く見られた。

5) 被虐待体験

被虐待体験については、乳児院でも4割を超え、養護では7割近く、他の施設においては8割を超えた。

6) 被虐待体験の種別

全体的にネグレクトが多いが、母子では、心理的虐待が多くなった。これは母親にDV被害者が多いことが原因であると考えられる。

7) 措置変更の理由

今回の調査では、措置変更の理由を2種類に分けた。一つは「子どもの発達に伴う措置変更」であり、理由としては、「養子縁組のため」「家庭的な養育環境が必要と考えられたため」「年齢超過のため」「治療が終了したため」「進学のため」等といったものである。もう一つは「子どもの行動上の困難さによる措置変更」であり、理由としては、「職員への暴力」「児童間の暴力」「性的な逸脱行動」等といったものである。これらを措置変更の元の施設で比較すると、乳児院の96.9%、自立の82.1%、情短の86.4%が子どもの発達に伴う措置変更であった。また、養護では、61.0%、そして母子の57.1%が子どもの行動上の困難さによる措置変更であった。

次に措置変更の施設先で比較した。その結果、養護、里親そしてファミリーホームにおいて、子どもの発達に伴う措置変更が多かった。しかし、子どもの行動上の困難さによる措置変更も数は少なくなかった。逆に、自立・情短では、子どもの行動上の困難さによる措置変更がほとんどであった。自立・情短と養護がお互いのバックアップ施設の役割を果たしていることが示された。

5. 考察

本研究結果から、以下の点が示された。

- (1) 措置変更による退所は乳児院からの退所事例が一番多い。そして、里親への措置変更は約28%であり、少ない数ではなくなっている。そして、割合は下がるものの措置変更はすべての施設種別で行われている。
- (2) 子どもの状況を見ると、障害を持つ児童そして被虐待体験を持つ児童が多い。
- (3) 措置変更の理由を施設ごとに比較した結果から施設の役割分化が明らかとなった。養護は乳児院、自立、情短のバックアップ施設となり、自立、情短は養護のバックアップ施設となっていた。
- (4) 母子生活支援施設は他の施設とは状況が異なる。
- (5) 里親との連携の必要性は高い。

謝辞

本調査研究は、平成27年度厚生労働省：子ども・子育て支援推進調査研究事業「措置変更ケースにおける支援内容や配慮事項に関する調査研究事業」（主任研究者：伊藤嘉余子）の一部として実施したものである。本調査研究にご協力頂いた関係諸氏に深謝いたします。